福岡県立香椎工業高等学校同窓会規約施行規程

（会報及び会員名簿）
第１条 福岡県立香椎工業高等学校同窓会規約(以下「規約」という)第４条４項の同窓会名簿の管理及び５項の会報の発行に関しては、次によるものとする。
(1)　同窓会名簿は、会報の送付を目的に管理を行い発行は行わないものとする。
　　新卒業年度の卒業生名簿（勤務先、連絡先住所および同窓会学級幹事を明記）を学校から受領し、管理保管する。
(2) 会　報　　年１回発行

（特別会員）
第２条 規約第３条第２項に規定する特別会員は､現職員と旧職員及び当同窓会に関わりがある者で常任委員会の承認を得たものとする。

（顧　問）
第３条 規約５条第７項の顧問には、次のものをもって充てる。
(1) 会長及び副会長であった者で、任期満了に伴いその職を辞任した者
(2) その他本会に特別の功労があったと認められる者

（本部組織）
第４条　規約第５条の役員で構成する本部組織は別紙香峰会組織図に定める。５項の常任委員は総務担当、総会担当、学年幹事担当、支部・分会担当、広報担当役員で構成する。

（総会の運営）
第５条 規約第７条に規定する定期総会の開催期日は、原則11月の第２土曜日とする。
但し、母校の周年行事の年は、その限りではない。
また、総会当番幹事を（正）卒業22年と（副）卒業５年を経過後の学年幹事に委嘱する。

2.　総会の議事は、次により運営するものとする。
(1) 総会の議長は正会員の中より選出する。
(2) 総会の議事は、会議録を作成し、保存する。

3.　総会懇親会の運営は総会当番幹事が担当する。
　　総会懇親会会費は常任委員会で金額を決定して、香峰会役員・一般会員から徴収する。
　　また、旧職員および現職員は招待として会費は徴収しない。

（入会金）
第６条 規約第９条に規定する入会金の額は、金10､800円とする。

（年会費）
第７条 規約第９条に規定する年会費の額は、金1,000円とする。

（寄付金・賛助金）
第 8 条 規約第 10 条に規定する本会の事業を賛助する個人または団体から受け付ける。

(入会金及び年会費の取扱い等)
第 9 条 入会金及び年会費の取扱い並びに会計年度の帰属については、次の各号の定めるところによる。
(1) 卒業に伴う新たな加入者の入会金は、卒業期の 3 月末までに受け入れ、金融機関等に預金し、確実に保管するものとする。
但し、卒業迄に退学、死亡した者は納入した会費全額返還する。
(2) 振込用紙により 3 月末日までに納入された年会費は、当該年度末まで金融機関等に預金し、保管するものとする。
(3) 前 2 号に規定する入会金及び年会費については、翌年度の収入予算に計上し、経理するものとする。
(4) 4 月 1 日以降振り込まれた年会費は、当年度振込用紙を発送する前月の 9 月 30 日受領分までを前年度の収入とする。
(5) 規約第 3 条第 2 項に規定する特別会員（中途入会者）の入会金及び年会費については、当該年度の収入とする。

（学校行事他の出席）
第 10 条 同窓会役員が出席する学校行事他は次の各号に定めるところによる。
(1) 入学式、卒業式、創立記念講演会：(出席者) 会長他役員数名
(2) 同窓会入会式：会長他役員数名
(3) 卒業祝賀会：三役の 3 名で、代理役員の参加を可とする
(4) ＰＴＡ研修会：会長他役員 2 名程度
(5) 文化祭、体育祭：役員数名
(6) 香峰会支部・分会が開催する総会：常任委員会で原則役員 1 名の出欠を決定

2. 前 1 項の行事では香峰会から祝儀金 10,000 円を贈呈する。

3. 前 3.4 項の行事では役員参加実費を支出する。

4. 前 6 項の行事参加時には祝儀金 10,000 円を贈呈する。

（旅費・交通費）
第 11 条 役員に行事出席のための旅費・交通費を支給する。
(1) 常任役員会に出席した役員に交通費 1,000 円を支給
(2) 役員が任務遂行上で移動に要した交通費は実費を支給
(3) 役員が支部・分会他の行事に来賓出席する交通費は実費を支給

（支部・分会助成費）
第 12 条 支部・分会の活性化を図るために下記条件を満たせば活動助成費を支給する。
(1) 支部・分会規約と役員組織表を常任委員会に提出して承認を得ること。

2. 活動助成費は一支部に原則年間 50,000 円として、常任委員会の決議事項とする。

（部活動助成費）
第 13 条 在校生部活動に対し下記基準で香峰会より助成費を贈呈する。
(1) 世界大会、全国大会に出場：3 名以下　20,000 円、4 名以上　30,000 円
(2) 九州大会に出場：3 名以下　10.000 円、4 名以上　20,000 円
2.　上記助成費は参考として、大会内容と出場者を考慮して常任委員会でその都度決定する。

（慶弔関係）
第 14 条　香峰会慶弔規則を下記に定める。
(1) 旧職員、現職員（本人）の弔事
(2) そのた常任委員会が必要と決定した慶弔事

2.　慶弔金額その他費用（祝弔電等）は常任委員会でその都度決定する。

附　則
この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から適用する。

2011（平成 23）年 11 月 1 日　制定